

●保険・補償の内容

対人 1名限度額 無制限（自賠責保険含む）

対物 1事故限度額 無制限（免責額：5万円）

車両 1事故限度額 時価（免責額：マイクロバス、アルミバン及び架装車（福祉車両含まず）10万円、2t以上のトラック、ダブルキャブトラック7万円、その他の車両5万円）

人身傷害 1名につき3,000万円まで

搭乗者の自動車事故によるケガ（後遺障害を含みます）及び死亡につき、
運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償いたします（限度額3,000万円：
損害認定額認定は保険約款に基づき保険会社が実施）。

●免責補償制度（CDW）について

万一事故の際にお客さまにご負担いただく対物・車両補償の免責額のお支払いが免除される制度です。

※レンタル料金には含まれません・ご加入に際しては任意加入となります

・下記記以外のクラス及びMC、ME、WA～WCクラス

→1,000円（税込1,100円）／24時間

・E・EEクラス以上、REクラス以上

→2,000円（税込2,200円）／24時間

※借受期間の途中での加入、解約はできません。

※借受期間が 15 日以上 1 ヶ月以内の場合、15 日分の加入料とし、補償は借受期間とします。

※一定の条件にあてはまらない場合は、お客さまのご負担となります。

●ロードサービス

1. 対応車両について・・・全車両

2. 車両搬送サービスについて・・・事故等の現場から当社指定工場等までの車両搬送に要する費用について、1 事故 15 万円（税込）を上限に補償します。車両搬送に要する費用が 15 万円（税込）を超過した場合、超過した費用はお客さまのご負担となります。搬送先は当社の指定する工場先等になります。

3. 緊急時応急対応サービス・・・ご契約のクルマが、故障やバッテリー上がり等の車両自体に生じたトラブルにより走行が出来なくなった場合に、30 分程度で対応可能な応急対応を行います。但し、サービスが適用されない作業等、又は補償の範囲を超えた部分についてはお客さまのご負担となります。

■緊急時応急対応サービスの内容

【バッテリー等】

バッテリーのジャンピング・各種バルブ、ヒューズの取替え

30 分程度で対応可能な応急対応・冷却水の補充

【ガス欠】

道路上でガス欠になった際の燃料配達サービス

（ガソリンまたは軽油 10 リットル）

道路上で電欠になった際、充電可能な場所までの搬送サービス

【カギ】

インロック時のカギ開け（一般シリンダー錠）

【タイヤ】

スペアタイヤとの交換作業

※スペアタイヤを装備していない車両がパンクした際はパンク修理キットを使用せずに最寄のガソリンスタンド等へ車両を搬送します
その場合の搬送費は無償です。

脱輪及び車両引き上げ（1m以内）

・雪道、泥道、砂浜などによるタイヤのスタック（空回り）やスリップなど単に走行が困難な場合については、ロードサービスの対象外です。

・損傷タイヤの修理代、又はタイヤ代はお客さまのご負担となります。

・タイヤ修理キットを使用された場合、修理キット代はお客さまのご負担となります。

※ガス欠とは燃料切れによりエンジンが掛からない状態

※インロックのカギ開けは、レンタカー貸渡証で本人確認が出来る方のみ対応

・貸渡証に記載の運転者名と運転免許証の氏名が同一と確認できた場合

※当社が締結する損害保険の保険約款の免責事項に該当する場合、お客さまのご負担となります。

※上記以外のサービスを受けられた場合は現地でのご精算となります。

※ご利用にあたっては事前に「損保ジャパン 事故・故障受付センター」までご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、各種の案内や手配を行うことができない場合があります。

※上記ロードサービスの一部は当社が締結する損害保険のサービスです。

但し、補償額を越えたもの、免責金額及び保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡約款に違反する事故及び使用による損害は、原則お客さまのご負担となります。

《保険・補償制度（CDW・RAP含む）が適用できないケース》

1.事故時に事故現場より警察及び当社への連絡など所定の手続きが無かった場合。

※相手不明の当て逃げ・車上荒らしによる損害について補償制度の適用を受ける為には、警察への届出が必要です。

2.貸渡約款に違反している場合。

■迷惑（違法）駐車に起因した損害 ■飲酒及び酒気帯び運転 ■薬物使用 ■無断延長 ■契約書記載の借受人、または契約書記載の借受人が認めた副運転者以外の運転 ■又貸し ■無免許運転（運転免許停止期間中や運転できる自動車の種類に違反している場合を含む） ■無断で示談した場合 ■各種テスト・競技に使用し、又は他車のけん引・後押しに使用した場合 ■その他、レンタル約款（貸渡約款）に定める免責事項に該当する事故等

3.当社が締結する損害保険の保険約款の免責事項に該当する場合。

■故意による事故 ■鍵の紛失・破損 ■お客さまの所有、使用、管理する財物の損害 ■地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害等

4.使用、管理上の落ち度があった場合。

■キーをつけたまま、又は施錠しないで駐車し盗難にあった場合 ■使用方法が劣悪なために生じた車体等の損傷や腐食による損害 ■車内装備の汚損 ■装備品の紛失・破損 ■ホイールキャップの紛失等 ■タイヤチェーン・キャリア・チャイルドシートの取付及び、装着不備による損害 ■海岸、河川敷又は林間等車道以外で走行した場合の車両損害（維持・管理された道路以外での事故） ■給油時の燃料種別の間違いにより生じた損害

※上記、保険・補償制度が適用されない損害、又補償の限度額を超えた損害については、お客さまの実費負担となります。